

ATM 定期預金 商品概要

2025 年 6 月 2 日 現在

商品名	ATM 定期預金	
販売対象	制限はありません	
期 間	個人：1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月、1 年（単利型） / 3 年、4 年、5 年（複利型） 法人：1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月、1 年、3 年、4 年、5 年（単利型）	
満期時の取扱	自動継続扱いとし、預入時に継続方法（元利金継続、元金継続）をご指定いただきます	
預 入	預入方法／一括預入 預入金額／100 円以上、1 円単位 [現金扱いの場合は 200 万円以内（紙幣総枚数 200 枚以内）]	
払戻方法	満期日以後に一括して払戻します	
適用金利	固定金利 預入時の店頭表示の利率+0.05%を約定利率として満期日まで適用します 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します	
税 金	個人の利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります（ただし、マル優を利用の場合は除きます） ※2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります 法人は総合課税となります	
手数料	—	
付加できる特約事項	個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5% 上乗せした利率） 個人のものはマル優の取扱いができます	
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の解約利率を適用いたします （単利型）預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います （複利型）預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により 6 ヶ月毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います	
金利情報の入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください	
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「お客さま相談室（8 時 45 分～17 時、電話：0120-160-088）」にお申し出ください
	紛争解決措置	群馬弁護士会（電話：027-234-9321）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記「お客さま相談室」または「関東地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-5524-5671）」、「全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）」にお申し出ください。なお、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です
その他参考となる事項	満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します 解約は来店によるお手続きが必要になります 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって他の預金等と合算して元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります	